

みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動 実施計画(農業分野)の本県第1号の認定について

みどりの食料システム法に基づく、環境負荷低減事業活動実施計画の認定（通称：みどり認定）を県内で初めて行い、下記により、認定証の交付式を実施しますのでお知らせします。

記

- 1 認定日 令和5年12月11日（月）
- 2 認定概要
 - (1) 認定者 今野 拓也（福島市）
 - (2) 経営概況 施設トマト、露地野菜（にんじん、ズッキーニ）、施設パプリカ（新規取組）
 - (3) 認定内容 温室効果ガスの排出量削減
（施設パプリカ栽培において、既存のボイラーに加え、新たにヒートポンプを組み合わせたハイブリッド方式の温室効果ガス排出量削減技術導入）
- 3 認定証交付式
 - (1) 日時 令和5年12月27日（水） 13：10～
 - (2) 場所 県庁北庁舎 4階 災害対策本部室
（福島市杉妻町2-16）
 - (3) 交付者 県北農林事務所長

※みどりの食料システム法

正式名称は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」。令和4年度に制定・施行。

※環境負荷低減事業活動実施計画認定（通称：みどり認定）

みどりの食料システム法に基づき、土づくり、化学肥料・化学農薬削減や温室効果ガス排出量削減等の環境負荷低減事業活動に取り組む事業者を県知事が認定する制度。

（お問い合わせ先）

農林水産部環境保全農業課

主幹兼副課長 網中 潤

電話 024-521-7320（内 3151）